

委 託 業 務 契 約 書

- 1 委 託 業 務 名 施委第16－25号 県庁舎本館及び新館エレベーター保守点検業務委託
- 2 委託業務場所 県庁舎本館・新館 大分市大手町3丁目
- 3 履 行 期 間 令和 7年10月 1日から
令和10年 9月30日まで
(地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約)
- 4 委 託 金 額 ￥〇, 〇〇〇, 〇〇〇－
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥〇〇, 〇〇〇－)
内訳 令和 7年度 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (月額 〇〇〇, 〇〇〇円)
令和 8年度 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (月額 〇〇〇, 〇〇〇円)
令和 9年度 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (月額 〇〇〇, 〇〇〇円)
令和10年度 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (月額 〇〇〇, 〇〇〇円)
- 5 契 約 保 証 金 免除

上記の委託業務について、発注者（契約担当者） 大分県知事 佐藤 樹一郎 （以下「甲」という。）と受注者 （以下「乙」という。）とは、次の条項により委託業務契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総 則）

第1条 乙は、別冊の「施委第16－25号 県庁舎本館及び新館エレベーター保守点検業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託金額（以下「委託金額」という。）をもって頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）の間、本委託業務（以下「業務」という。）を履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約による権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

（再委託の禁止等）

第3条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委託が業務の一部であり、書面により甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

2 前項の主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的または中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

3 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定は、受託者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

- 6 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。
- 7 第1項ただし書きの場合、乙は、自らの責任で再委託先（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の子会社を含む）に本契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、甲の機密情報又は個人情報等を再委託先に提供し、これを利用させることができるものとする。
- 8 前7項の規定は、甲の承認を得て再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。）する場合について準用する。

（現場代理人及び点検技術員）

- 第4条 乙は、業務の技術上の管理を行う者を現場代理人として定め、書面をもってその氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも同様とする。
- 2 乙は、業務に従事する者を点検技術員として定め、書面をもってその氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。点検技術員を変更したときも同様とする。
- 3 現場代理人及び点検技術員は、これを兼ねることができる。

（業務の計画、報告等）

- 第5条 乙は、業務の実施計画を策定し、書面をもって甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、必要がある場合には、業務の実施状況について調査し、又は乙の報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

- 第6条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（期間の延長）

- 第7条 乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期間までに業務を完了することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めたときは、履行期間を延長するものとする。

（損害の負担）

- 第8条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とするものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

（完了報告及び検査）

- 第9条 乙は毎月、業務を実施したときは、その結果に関する報告書を甲に翌月速やかに提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の報告を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。
- 3 甲は、検査の結果、実施した業務の内容の全部若しくは一部が契約に違反し、又は不当であると認めたときは、乙に対して必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（委託金額の支払）

- 第10条 乙は、前条の規定による検査に合格した場合、甲に委託金額の月額を支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

(契約の解除)

第 11 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

- (1) 履行期間内に乙が業務を完了する見込みがないと認めたとき。
- (2) 天災地変その他、乙の責めに帰すべき理由によらないで履行期間内に業務を完了することができないと認めたとき。
- (3) 乙に誠意がなく、完全に業務の履行を終わる見込みがないと認めたとき。
- (4) 契約の履行に関し、不正の行為があると認めたとき。
- (5) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
- (6) 本業務を処理するために乙が取扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき

(機密保持)

第 12 条 甲及び乙は、業務における機密情報を、この契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

- (1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報
- (2) 秘密である旨を告知した上で口頭で提供される情報であって、口頭による提供後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの

2 甲及び乙は、別添の機密保持及び個人情報保護に関する特記事項（以下「特記事項」という。）に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

(個人情報保護)

第 13 条 乙は、業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）について、特記事項に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(違約金)

第 14 条 第 11 条各号の規定により契約を解除したときは、甲は違約金を徴収することができる。

2 前項の違約金の額は、全体契約金額の 100 分の 10 に相当する金額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

(履行遅滞の場合における賠償金)

第 15 条 甲は、乙が、履行期間内に委託業務を完了することができない場合は委託金額につき、遅延日数に応じ年二・五パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

3 甲の責めに帰する理由により、第 10 条第 2 項の委託金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年二・五パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

(契約外の事項)

第 16 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(特約事項)

第 17 条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の本件契約に関する部分の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

令和 年 月 日

甲

委 託 者

住 所 大分市大手町 3 - 1 - 1

大分県知事 佐藤 樹一郎 印

乙

受 託 者

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印